

県外業者用

宮崎県外に建設業法上の本店（主たる営業所）がある申請者の方
国土交通大臣許可・宮崎県以外の都道府県知事許可を問わない

入札参加資格審査申請の手引き

（建設工事）

令和6・7年度WTO随時認定分

宮崎県県土整備部管理課

I 提出手続

1 対象業者

(1) 大臣支店許可業者

国土交通大臣許可を受けた建設業者のうち、宮崎県内に建設業法上の従たる営業所 [その他の営業所] (本店を除く) を置く者

(2) 任意許可業者

宮崎県内に建設業法上の営業所がない建設業者

※ 建設業法上の営業所とは

本店又は支店若しくは常時建設工事の請負契約を締結する事務所を指すが、具体的には建設業許可申請書別紙二(1)・(2)に記載する営業所のことをいう。入札参加資格審査の申請の前に、必ず許可申請書別紙二の営業所を確認してください。

2 受付期間及び受付場所

期間：令和6年10月3日(木)から令和6年10月22日(火)まで

場所：県土整備部管理課建設業審査担当 (宮崎県庁防災庁舎9階)

(受付場所の住所) 〒880-8501 宮崎市橘通東2-10-1

3 提出書類

No.	書類の名称	大臣支店	任意
①	競争入札参加資格審査申請書(様式第1号)	○	○
②	営業所一覧表(第3-2号)	○	○
③	技術等評価数値確認総括表(様式第4-2-2号)	○	○
	公共職業安定所に提出した障害者雇用状況報告書の写し	△	×
④	総合評定値通知書(経営事項審査結果通知書)の写し	○	○
⑤	県税納税証明書(全項目に未納がないことの証明)の写し	○	×
⑥	消費税及び地方消費税納税証明書(その3)の写し	○	○
⑦	社会保険への加入を証する書類、完納証明書 (写し可。経審結果通知書提出で社会保険「有」、「適用除外」の場合は不要)	△	△
	雇用保険への加入を証する書類、完納証明書 (写し可。経審結果通知書提出で雇用保険「有」、「適用除外」の場合は不要)	△	△
⑨	個人住民税の特別徴収実施確認・開始誓約書(第18号)	○	×
⑩	業態調書(資本関係・人的関係にある企業情報に関する書類)	○	○
⑪	令和4・5年度入札参加資格審査結果通知書の写し	△	△

※○=必須

△=該当する場合のみ提出

×=審査対象としない

4 申請書の綴じ方等

提出書類はすべてA4サイズとします。(白黒印刷・カラー印刷どちらでも可)

添付書類についてもすべてA4サイズに拡大・縮小コピーして提出してください。

下記「Ⅱ 提出書類一覧表」の一覧表の番号順に並べ、左側長辺に2か所穴を開けた上で、綴じ紐により綴じてください。

なお、ファイル等に綴じたり、ステープラー(ホッチキス)等で留めたりしないでください。

※ ただし、閲覧用はステープラー(ホッチキス)で留めてください。

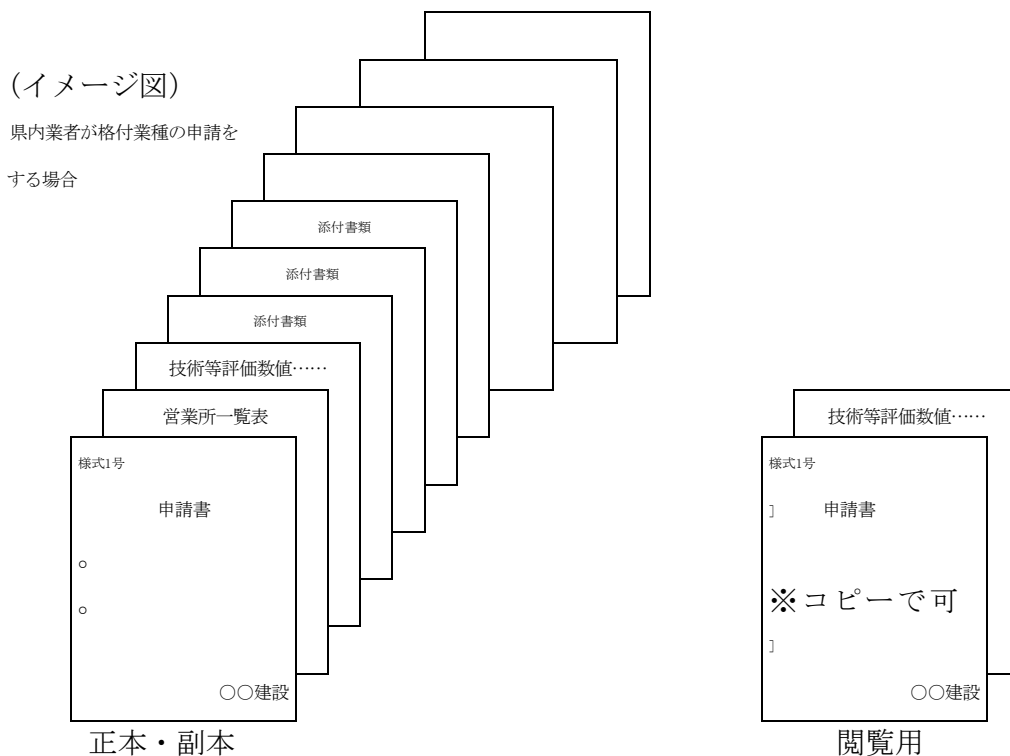
5 提出部数

正 本 1部

副 本 1部(副本は受付後に返却する。正本一式のコピーで可。)

閲覧用 1部(様式第1号及び様式第4-2号)ーホッチキス留め

綴じ紐



6 提出方法

受付場所へ持参又は郵送してください。

※持参の場合は受付場所の開庁日の午前8時30分から午後5時までとします。

郵送の場合の留意事項

(1) 封筒の表面に「入札参加資格審査申請書在中」と朱書きの上、一般書留等、記録が残る配達方法にて送付してください。

※ 受付場所の住所は上記「2 受付期間及び受付場所」をご確認ください。

(2) 上記「5 提出部数」の部数(正本1部、副本1部、閲覧用1部)を送付し、受付後の副本返信用の封筒を同封してください。(返信用封筒には、返送用切手(副本の返送が可能な金額)を貼付してください。当方では郵送料は負担しません。)

(3) 上記「2 受付期間及び受付場所」の受付期間中に送付してください。(受付期間中の消印があるもののみを有効とします。)

(4) 書類不備等により入札参加資格の認定を受けられない場合があるので、郵送の際は、提出書類に漏れがないよう御注意ください。

7 認定の時期、有効期間

- (1) 資格認定日
令和6年11月中旬
- (2) 有効期間
認定の日～令和8年3月31日

8 その他

- (1) 提出書類のうち、宮崎県で独自に様式を定めているものについては、県が示した様式を使用してください。指定様式以外を提出した場合は書類不備として取り扱うので注意してください。
なお、様式は宮崎県ホームページからダウンロードできます。
- (2) 会社パンフレットなど、必要提出書類以外の書類は提出しないでください。
- (3) 提出書類に記載された内容に明らかな誤りがある場合等、申請者に通知せず、職権で書類の訂正を行うことがあります。
- (4) 申請書の閲覧
「入札参加資格審査申請書（様式第1号）」及び「技術等評価数値確認総括表（様式第4-2号）」を公衆の閲覧に供します。
閲覧開始時期は、入札参加資格の認定日以降とし、閲覧場所は県土整備部管理課閲覧室となります。

9 問合せ先

宮崎県県土整備部管理課建設業審査担当	電話番号	0985-26-7176
--------------------	------	--------------

II 提出書類に関する注意事項

1 総合評価値通知書（経営事項審査結果通知書）について

令和5年2月1日から令和6年1月31日までの間に審査基準日が属するもの

※ 建設業許可の業種追加を申請し、許可を得ている場合であっても、当該業種について、審査基準日が上記対象期間内に属する経審結果通知を得ていなければ申請することができません。

※ 法人の新設、合併時等の取扱いはお問合せください。

2 県税納税証明書について

宮崎県の個人県民税及び地方消費税を除く全税目の徴収金（本税のほか、延滞金等を含む。）及び特別法人事業税について未納がない旨の証明を受けること。（他都道府県の納税証明書は不要）

なお、証明年月日が令和6年5月1日以降のものに限る。証明書は写しの提出でもよい。

県 税 納 税 証 明 の 取 得	各県税・総務事務所	
	名称	電話番号
	宮崎県税・総務事務所	0985-26-7271
	日南県税・総務事務所	0987-23-3771
	都城県税・総務事務所	0986-23-4516
	小林県税・総務事務所	0984-23-3194
	高鍋県税・総務事務所	0983-23-0213
	日向県税・総務事務所	0982-52-4148
	延岡県税・総務事務所	0982-35-1811

3 消費税及び地方消費税納税証明書（その3関係）について

消費税及び地方消費税に未納がない旨の証明を受けること。

なお、証明年月日が令和6年5月1日以降のものに限る。証明書は写しの提出でもよい。

（証明書は、「その3」関係のみ受け付けます。その3の2、その3の3でも可です。その1、その2、その4では受け付けません。）

消費税及び地方消費税証明の取得	最寄りの税務署			
	税務署名	電話番号	税務署名	電話番号
	宮崎	0985-29-2151	日南	0987-22-3671
	都城	0986-22-4377	小林	0984-23-3126
	高鍋	0983-22-1373	延岡	0982-32-3301

4 社会保険完納証明書等について

経営事項審査の(4)その他の審査項目（社会性等）の健康保険加入及び厚生年金保険加入のいずれかが「無」になっている場合、社会保険料の完納証明等の書類を提出すること。証明書は写しの提出でもよい。

完納を証する期間は、基準決算日（R5.2.1～R6.1.31の間にある決算日）以前1年間の保険料等の完納を証する書類を添付すること。

※ 経営事項審査結果通知書提出又は経営事項審査申請中で健康保険及び厚生年金保険加入「有」又は「適用除外」の場合は不要。

※ 社会保険に加入義務があるのは、法人及び従業員が5人以上の個人事業所となります。

※ 次に該当する方の申請は受け付けることができません。

- ・社会保険に加入義務がありながら未加入
- ・社会保険に加入しているが一定期間内の保険料等に未納がある

社会保険完納証明書の取得	日本年金機構・各年金事務所	
	名称	電話番号
	宮崎年金事務所	0985-52-2111
	都城年金事務所	0986-23-2571
	高鍋年金事務所	0983-23-5111
	延岡年金事務所	0982-21-5424

5 雇用保険完納証明書等について

経営事項審査の(4)その他の審査項目(社会性等)の雇用保険加入が「無」になっている場合、雇用保険料の完納証明等の書類を提出すること。証明書は写しの提出でもよい。

完納を証する期間は、基準決算日(R5.2.1~R6.1.31の間にある決算日)以前1年間の保険料等の完納を証する書類を添付すること。

※ 経営事項審査結果通知書提出又は経営事項審査申請中で雇用保険加入「有」又は「適用除外」の場合は不要。

※ 雇用保険に加入義務があるのは、従業員(法人事業所では役員を除く、個人事業所では専従者等の同居親族等を除く)を1人でも雇用する事業所となります。

※ 次に該当する方の申請は受け付けることができません。

- ・雇用保険に加入義務がありながら未加入
- ・雇用保険に加入しているが一定期間内の保険料等に未納がある

労働保険料完納証明書の取得	最寄りの労働基準監督署	
	名称	電話番号
	宮崎労働基準監督署	0985-44-2915
	日南労働基準監督署	0987-23-5277
	都城労働基準監督署	0986-23-0192
	延岡労働基準監督署	0982-34-3331

6 個人住民税の特別徴収実施確認・開始誓約書について

従業員から特別徴収して納付した個人住民税の領収証書の写しを添付すること。領収証書がない場合は、次の内容について主たる営業所が所在する市町村から確認を受けること。(様式第18号)

- ・特別徴収を実施しているが領収証書がない場合…実施確認
- ・特別徴収の対象者となる従業員等がない場合…特別徴収対象者がいない確認
- ・特別徴収を実施していない場合…今後は特別徴収を開始することについての誓約

7 業態調書（資本関係・人的関係にある企業情報に関する調書）

本県では、資本関係又は人的関係がある複数の者について、同一入札への参加を制限しており、資本関係又は人的関係がある者の有無を把握するため、資本関係又は人的関係がある者の有無にかかわらず、業態調書を提出してください。

資本関係・人的関係の基準は、以下の(1)から(3)のとおりです。

(1) 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。

① 親会社と子会社の関係にある場合

② 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

※ ただし、子会社又は子会社の一方が会社更生法第2条第7項に規定する更生会社（以下「更生会社」という。）又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社である場合は除く。

【親会社・子会社の定義】

親会社	会社等が株式会社の財務及び事業の方針の決定を支配している場合における当該会社等（会社法第2条第4号の規定による親会社。ただし、同法施行規則第3条第3項第1号に該当するものに限る。）
子会社	会社が他の会社等の財務及び事業の方針の決定を支配している場合における当該他の会社等（会社法第2条第3号の規定による子会社。ただし、同法施行規則第3条第3項第1号に該当するものに限る。）

※ 会社等…会社（外国会社を含む。）、組合（外国における組合に相当するものを含む。）その他これらに準ずる事業体（会社法施行規則第2条第3項第2号）

(2) 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合

① 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

② 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

※ ただし、①については、会社の一方が更正会社又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社である場合は除く。

【役員定義】

① 会社の代表権を有する取締役（代表取締役）

② 取締役（社外取締役を含む。ただし、委員会設置会社の取締役を除く。）

③ 会社更生法又は民事再生法の規定により選任された管財人

④ 委員会設置会社における執行役又は代表執行役

※ 「監査役」、「執行役員」などは役員に該当しない。

(3) その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

上記(1)又は(2)と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

■ 業態調書の記入方法

- ・ 業態調書の提出日時点での資本関係・人的関係の状況について記入してください。
- ・ 上記2「資本関係・人的関係の基準」のいずれかに該当する者がある場合は、「該当あり」の□に「レ」を記入の上、必要事項を記入してください。いずれの基準にも該当しない場合は、「該当なし」の□に「レ」を記入してください。
- ・ 宮崎県が発注する建設工事、測量、建設コンサルタント等の入札参加資格審査を申請する者又は入札参加資格を有する者について記入してください（申請者と資本関係又は人的関係がある者であっても、その者が宮崎県の入札参加資格審査を申請しない、又は入札参加資格を有しない場合は、記入は不要です。）。

① 「1 資本関係がある者」欄について

- ・ 申請者が「親会社」、「子会社」又は「親会社を同じくする他の者」を有する場合に記入してください。
- ・ 「親会社」欄には、申請者の親会社について、「子会社」欄には、申請者の子会社について、「親会社を同じくする他の者」欄には、申請者と親会社を同じくする他の者について記入してください。

② 「2 人的関係がある者」欄について

- ・ 申請者の役員が、他の会社の役員を兼ねている場合に記入してください。

■ 記入上の注意

- ・ 資本関係又は人的関係がある者の有無にかかわらず、業態調書を必ず提出してください。
- ・ 業態調書に虚偽の記載や、記載すべき事項の記載をしていなかった場合には、入札参加資格停止の対象となりますので、記載誤りや記載漏れがないよう確認の上、提出してください。
- ・ 業態調書の提出後に資本関係又は人的関係に変更があった場合は、変更後の内容について業態調書を作成の上、変更の事実が発生した日から2週間以内に宮崎県管理課に提出してください。

8 それぞれの内容に関するお問合せ

項目	問合せ先
個人住民税の特別徴収に関すること	各市町村の個人住民税担当課
障がい者の雇用に関すること	最寄りのハローワーク